

島根県消費・安全対策交付金実施要領

制 定 平成25年 5月16日 食安第1158号

最終改正 令和 8年 5月27日 畜第139号

第1 趣旨

島根県消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年6月14日付け農畜第21号農林水産部畜産課長通知。以下「要綱」という。）に定める島根県消費・安全対策交付金（以下「交付金」という。）の実施の取扱いについては、要綱によるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項

要綱別表2の目標値の欄における各目標の目標値設定に当たっての根拠及び留意事項は、別表1のとおりとする。

第3 事業メニューの実施に当たってのガイドライン

- 1 要綱第3第2項のガイドラインは、別添1のとおりとする。
- 2 事業実施主体は、アからキまでに掲げる事項を内容とする事業を実施する場合には別添1によるほか、それぞれ以下の点に留意するものとする。

ア 協議会等の開催

協議会等の開催に伴う経費には、旅費、謝金及び資料作成費等を含むものとするが、協議会の開催上真に必要なものに限るものとする。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回らないこととする。

ウ 生産資材の購入等

モデル農家やほ場において、新しい技術の検証等を行う場合であって生産資材等を購入する必要がある場合には、本事業実施による掛かり増し分に限り交付金の対象とする。

エ 農業用機械施設の整備（リース等を含む。）

農業用機械施設の交付対象の基準については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）及び補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）の定めるところによる。ただし、要綱別表1の2の食品安全・消費者信頼確保対策整備交付金の事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)の取組については、農業用機械施設補助の整理合理化についての基準を適用しないものとする。

オ 電子情報処理システム等の開発

交付金により電子情報処理システムやコンピュータ・プログラムを開発する場合にあっては、事業の実施に必要なものに限り交付金の対象とする。

カ 地域提案型事業

要綱第5第2項の地域提案型事業の交付率は、類似の事業メニューの交付率を準用する。

なお、この場合の事業メニューは、目標値の達成のために必要であるものに限るものとし、農家等の個人の資産の形成につながるもの等は交付金の対象としない。

キ 人件費が発生する事業

事業の実施に要する人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知）及び「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第961号経理課長通知）に基づき適切に算定するものとする。

3 要綱別表1の事業実施主体の欄の「営農集団」は、次のア及びイの要件を満たしているものとする。

ア 農事組合法人以外の農地所有適格法人であること。

イ 法人格を有するものであって、受益農家数は3戸以上であること。

4 要綱別表1の事業実施主体の欄の「特認団体」は、次のア及びイの要件を満たしているものとする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。

5 要綱別表1の事業実施主体の欄の「都道府県協議会」は、次のアからウの要件を満たしているものとする。

ア 都道府県を構成員とし、市町村、農業協同組合等の関係者により組織される団体であること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。

6 要綱別表1の事業実施主体の欄の「産地協議会」は、次のアからウの要件を満たしているものとする。

ア 農業協同組合、地方自治体等の関係者により組織される団体であること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。

7 要綱別表1の事業実施主体の欄の「自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体」は、次のア及びイの要件を満たしているものとする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。

8 要綱別表1の事業実施主体の欄の「生産者の組織する団体」は、次のアからウの要件を満たしているものとする。

ア 代表者の定めがあること。

- イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。
 - ウ 防疫対策の実施を目的として設立された団体で、畜産農家3戸以上により構成されていること。
- 9 要綱別表1の事業実施主体の欄の「民間事業者」は次のアからウまでの要件を満たしているものとする。
- ア 代表者の定めがあること。
 - イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。
 - ウ 事業を行う具体的な計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 10 要綱別表1の事業実施主体の欄の「事業化共同体」は、次のアからオまでの要件を満たしているものとする。
- なお、地方公共団体が構成員となることを妨げない。
- ア 構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成していること。
 - イ 共同事業者の中から代表団体が選定されており、代表団体は同欄の(3)に掲げるもの（事業化共同体を除く。）であること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程を作成していること。
 - エ 事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。
 - オ 代表団体が、交付金交付に係る全ての手続を担うこと。
- 11 要綱別表1の1の食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金の目的欄の2の伝染性・疾病・病虫害の発生予防・まん延防止に係る交付率欄において知事が別に定めるとされている交付率は次に掲げるとおりとする。
- (1) 生産衛生管理体制の整備のため、農場HACCP認証審査費用の補助に要する経費
定額とする。ただし、認証審査費用の1/2を上限とする。
 - (2) 箱わな
1基当たりの上限単価を96千円（消費税を除く。）とする。
 - (3) くくりわな
1基当たりの上限単価を22千円（消費税を除く。）とする。
 - (4) 囲いわな
1㎡当たりの上限単価を38千円（消費税を除く。）とする。
 - (5) 止めさし用器具
1個当たりの上限単価を78千円（消費税を除く。）とする。
 - (6) 捕獲野生動物等の検査促進費
1頭当たりの上限単価を6千円とする。ただし、離島における検査については、1頭当たりの上限単価に3千円を加えることができるものとする。
離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
 - (7) (1) から (6) までに掲げる以外のもの
定額（1/2以内）とする。

第4 特別交付型交付金の運用等

要綱第9第3項の知事が別に定めるところによる特別型交付金の交付その他運用の方法は、別添2によるものとする。

第5 地域での食育の推進における対象経費及び交付率

要綱別表1のIの3の地域での食育の推進に係る経費欄及び交付率欄において知事が別に定めるとされている経費及び交付率は、別表2によるものとする。

第6 施設整備等の一般的基準

交付金による施設整備等の一般的基準は次のとおりとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書において、交付金の対象とする経費に、当該年度において交付決定までに実施した事業に係る経費（本事業の目的を達成するために必要不可欠である経費であって知事が認めるものに限る。）を含めることができる。
- 2 交付金の対象となる事業費は、県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致するものとし、努めて経費の節減を図ることとする。
- 3 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本対策に切り替えて交付の対象とすること、個人施設若しくは目的外使用のおそれのあるもの及び事業効果の少ないものは、交付金の対象としないものとする。

ただし、特別交付型交付金の交付が必要な対策であって、既に取組を実施中又は完了した事業（国の他の助成を受け、又は受ける予定となっている取組を除く。）については、知事が別に定める交付対象等に限り、同対策の交付金の対象とする。

- 4 交付金は、新築、新設又は新品の取得による事業を対象とする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該地域又は事業の実情に即し適当と認められる場合には、古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。
 - (1) 新築、新設又は新品の取得による事業については、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
 - (2) 古品古材の利用に係る事業については、新素材と一体的な施工又は利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは貸借に要する費用又は補修費は、交付金の対象としないものとする。
- 6 既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、交付金の対象としないものとする。
- 7 事業実施主体は、施設等の使用実績及び機械の稼動実績等が、それぞれ明らかとなるような記録簿を常時整備し、保管するものとする。ただし、要綱別表1の2の事業メニューについては、本項中「事業実施主体」とあるのは、「取組主体」と読み替え

るものとする。

8 事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施工を積極的に推進することとし、その場合において、当該直営施工に係る人力施工を交付の対象とすることができ、又は当該直営施工に係る資材のみを交付の対象とすることができるものとする。

9 事業実施主体が本事業により整備した機械・施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、当該機械・施設に係る本事業の実施地域に係る団体（農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、消費者団体、特定非営利活動法人、地方公共団体所属団体、営農団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人その他農業者の組織する団体をいう。ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。以下同じ。）であつて、知事が適切と認められるものに、当該機械・施設の整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。ただし、要綱別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄の（2）の事業を実施した場合については、施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

野生動物侵入防止柵の維持管理等については、知事が別に定める通知を踏まえ適切に行うものとする。

10 交付対象となる附帯事務費の額は、事業実施主体附帯事務費にあつては、対象となる事業に要する総事業費の1.0%に相当する額以内とする。

なお、附帯事務費の使途基準については、別表2に掲げるとおりとする。

11 要綱別表1の伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止のうち家畜衛生の推進の実施に当たっては、家畜排せつ物、施設排水及び臭気等について、適切な処理が行われるよう環境の汚染、公害・衛生問題等に留意するとともに、機械・施設の整備に当たっては、飼養頭数、使用頻度、家畜衛生状況、家畜保健衛生所の病性鑑定能力その他の地域の実情を勘案して、過剰な投資とならないよう十分配慮するものとする。

なお、食品安全・消費者信頼確保対策整備交付金については、公債発行対象経費であることから対象経費（汎用性のある備品は交付対象外）の執行には留意するものとする。

12 交付事業の経理については、都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

13 事業の着手及び着工

（1）事業の着手及び着工（機械の発注を含む。以下「着手」という。）は、原則として、交付決定に基づき行うものとする。

なお、第3項のただし書きによる場合については、この限りではない。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手（着工）届（別記様式第1号）を、知事に提出するものとする。

(2) 前号のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、交付金の交付が確実である旨の知事からの文書による通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(3) 知事は、第1号のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導・助言を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。

(4) 事業実施主体の長は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

14 事業実施主体は、事業について厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

15 事業実施主体は、工事契約、物品調達契約、委託契約等の契約を締結する場合には、原則として一般競争入札等競争性のある方式により契約相手方を選定することとし、極力、経費の節減に努めるものとする。

第7 推進指導等

1 推進指導

県は市町村長等に対し、交付金で実施する内容が、国や県の政策課題の過去の取組の実施水準、全国的な指標と比較した場合の取組水準等に鑑み適切なものとなるよう、指導・助言を行うものとする。

2 事後評価結果等に基づく指導

(1) 事業実施後、知事は目標値の達成度、事業の実施方法等の評価に加え、それぞれの市町村等の事情や政策課題を踏まえつつ、交付金で実施した内容と全国的な指標、県内各市町村等の取組水準又は外国における取組事例を比較した相対的な評価を実施し、これらに基づき、市町村等に対し、今後の対応、事業の実施に当たっての留意事項等について指導を行うものとする。

知事は、これらの指導を行うに当たって、必要に応じて評価検討委員の意見を聴くものとする。

(2) 要綱第30第6項の「事後評価の結果が低い市町村等」は、次に掲げる基準に該当するものとする。

ア 要綱別表1の1の食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金の目的欄の1農畜水産物の安全性の向上及び②伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止並びに要綱別表1の2食品安全・消費者信頼確保対策整備交付金については、別添4の1の(2)で求めた市町村等の総合的な達成度がCに当てはまる市町村等

イ 要綱別表1の1の食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金の目的欄の3地域での食育の推進のうち都道府県を通じた取組については、市町村等全体の成果報告において別添4の3の(4)で求めた事業実施主体ごとの達成度がCに

当てはまる事業実施主体が含まれる市町村等

ウ 要綱別表1の1の食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金の目的欄の3地域での食育の推進のうち「産地・生産者への理解向上」の取組及び「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組については、別添4の3(4)で求めた事業実施主体ごとの達成度がCに当てはまる「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体及び「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組の事業実施主体

(3) 知事は、やむを得ない事情により目標値の達成が困難になった場合を除き、事後評価の結果が低い市町村長等に対し、要因の説明を求めるとともに改善の指導・助言を行うものとする。

なお、やむを得ない事情とは、家畜伝染性疾病の発生、自然災害、経済的事情の著しい変化等の要因により、正常な事業の遂行が困難な場合であって、事後評価に際して意見を聴く評価検討委員が妥当であると認めた場合をいう。

(4) (3)により知事から指導・助言を受けた市町村長等は、次年度の事業実施計画を策定する場合には、当該指導・助言の内容を踏まえたものとする。

(5) 市町村長等は、要綱第30第3項による指導をもってしても、目標値の達成に向けた改善が図られない場合にあつては、改善が見込まれるまでの間、当該事業実施主体に対する交付金の交付を見合わせるものとする。

3 交付金の減額等

県は、事業実施計画書の変更により交付金の全部又は一部に不用額を生じることが明らかになった時は、交付金の一部又は全部を減額し、若しくは市町村長等に対し、すでに交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

4 不正行為の防止等

(1) 市町村長等は、交付金の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、交付金の実施に関して不正な行為をした場合又は疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(2) 市町村長等は、前号に該当する事業実施主体が交付金の事業実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、交付金の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、提出を受け付けないものとする。

第8 収益納付

1 市町村長等は、要綱第26第1項の規定に基づき、別記様式第2号により年間の収益の状況を、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに知事に報告しなければならない。

なお、知事は、特に必要と認める場合には、当該報告に求める期間を延長することができる。

2 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して1年間とす

る。

ただし、納付を命じることができる額の合計額は、交付事業の実施に要する経費として確定した交付金の額を限度とし、知事は、特に必要と認める場合には、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

附 則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和2年5月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金実施要領に基づく事業メニューにあつては、同要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和4年6月14日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金実施要領に基づく事業メニューにあつては、同要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和5年5月22日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金実施要領に基づく事業メニューにあつては、同要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金実施要領に基づく事業メニューにあつては、同要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和8年5月27日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金実施要領に基づく事業メニューにあつては、同要領の規定は、なおその効力を有する。

別表1 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項

1 食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金

目的及び目標	目標値	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項
<p>I 農畜水産物の安全性の向上 1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱別表1の1のIの1の(1-1)の(1)事業メニューについては調査地区数（調査点数も含む。） ・ 要綱別表1の1のIの1の(1-1)の(2)の事業メニューについては安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証対象とする類型数 	<p><根拠となるデータ等> ア 要綱別表1の1のIの1の(1-1)の(1)の事業メニューに取り組む場合は、実施対象とする危害要因、品目、生産条件等を踏まえた、調査地区数（調査点数も含む。）とする。 イ 要綱別表1の1のIの1の(1-1)の(2)の事業メニューに取り組む場合は、実施対象とする危害要因、品目、対策、生産条件、地域等の組み合わせによる類型数とする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> 要綱別表1の1のIの1の(1-1)の(2)の事業メニューに取り組む場合の目標値については、安全性向上効果の比較対象（慣行）となる類型を含め、危害要因ごとに2つ以上の類型を設定すること。検証の対象となる対策は、これまでの試験研究で効果の報告が行われているものであること。また、地域において既に安全性向上対策として広く普及・推進されている技術は対象としない。 検証に必要なデータを整備することをもって事業実績とする。</p>
<p>1-2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進</p>	<p>カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稻におけるヒ素濃度低減技術の各技術別の</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実証試験及び展示ほの総実施箇所数(本事業により実証し、又は展示したもの数に限る。) ② 技術利用マニュアルの作成等のリスク管理措置の導入・普及推進の取組数 	<p><根拠となるデータ等> 要綱別表1の1のIの1の(1-2)の各事業を実施する場合は、事業実施年度の各技術手法別の実証試験及び展示ほの各技術別の総実施箇所数並びに各技術別の取組数とする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> ア 要綱別表1の1のIの1の(1-2)のうち(1)又は(2)を実施する場合は、実証試験等を踏まえた実証技術の技術利用マニュアル（原案を含む。以下同じ。）を令和12年までに作成する。 イ 要綱別表1の1のIの1の(1-2)のうち(1)の実証試験並びに(3)①に用いる品種は、これまでの試験研究で効果の報告が行われているものであること。</p>

2 農薬の適正使用等の総合的な推進

次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。

- ・農薬の不適切な販売及び使用の発生割合
- ・農薬適正使用アドバイザー又は農薬管理指導士の認定数
- ・埋設農薬の処理進捗率
- ・試験従事者等への農薬G L Pに係る研修の開催回数
- ・農薬G L Pに適合したほ場の環境の整備を行うほ場数

<根拠となるデータ等>

- ア 農薬の不適切な販売については、都道府県等において実施する農薬取締法に基づく立入検査等により把握している農薬取締法違反率とする。
- イ 農薬の不適切な使用については、都道府県等において実施する農薬取締法に基づく立入検査、実態調査、残留農薬モニタリング調査等により把握している農薬取締法違反率とする。
- ウ 農薬適正使用アドバイザー又は農薬管理指導士の認定数については、市町村において認定した人数とする。
- エ 当該都道府県における埋設農薬の総量に対する当該年度末までの処理数量累計の割合を目標値として設定する。なお、本要領別添1の第1の1の(2)のキにより汚染拡大防止措置を講じる場合の当該地点の埋設農薬の数量についても処理数量累計に含めることができるものとする。
- オ 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への農薬G L Pに係る研修の開催回数については、実施主体が開催した当該研修の回数とする。
- カ 農薬登録に不可欠な作物残留試験データが適切に取得されるよう、農薬G L P試験の実施が可能なほ場の環境整備として、ほ場の借上げ、苗木の購入及び植付後の栽培管理等を行うほ場の数とする。

<目標値設定に当たっての留意事項>

- ア 農薬の不適切な販売とする農薬取締法（昭和23年法律第82号）違反の対象は、同法第17条、第18条第1項及び第2項、第20条、第21条第1項並びに第31条第3項とする。
- イ 農薬の不適切な使用とする農薬取締法違反の対象は、同法第24条、第25条第3項、第26条第2項及び第31条第3項とする。
- ウ 農薬取締法違反率は、調査実施販売者数に対する不適切な販売のあった販売者数、並びに調査等実施使用者数に対する不適切な使用のあった使用者数とする。
- $$\text{違反率} = (A + B) / 2 \times 100$$
- A = 不適切な販売者数 / 調査実施販売者数
B = 不適切な使用者数 / 調査等実施使用者数
- エ 農薬の不適切な販売及び使用の発生割合の目標値は、前年度等の過去に把握している違反率を基本として過去の趨勢等を勘案し、幅をもって設定できる。

II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止
1 家畜衛生の推進

家畜衛生に係る取組の充実度

オ 農薬の不適切な販売及び使用の発生割合の達成度は、目標値に対する実績値の割合から算出することとする。

$$\text{達成度} = (1 - \text{実績値} \times 2) / (1 - \text{目標値} \times 2) \times 100$$

カ 農薬適正使用アドバイザー又は農薬管理指導士の認定数の目標値は、前年度等の過去の認定数を勘案して設定する。

キ 埋設農薬の処理進捗率を算出する際に用いる当該都道府県における埋設農薬の総量は、原則として「埋設農薬の管理状況等に係る調査について」（平成20年4月3日付け農林水産省消費・安全局長通知）により把握した数量とする。ただし、それ以降の調査等によって追加等されている場合には、その根拠を明確にした上で数量を変更することができるものとする。

※1 ウの違反率は小数点以下1桁（2桁四捨五入）とし、A及びBは、小数点以下3桁（4桁四捨五入）まで求めるものとする。

※2 オの達成度は、整数値（小数点以下1桁を切り捨て）を求めるものとする。

<根拠となるデータ等>

家畜の伝染性疾病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条第4項及び第13条第4項の規定に基づき都道府県が国に報告する監視伝染病及び都道府県等が病性鑑定で把握する監視伝染病以外の伝染性疾病をいう。以下同じ。）の検出割合の減少率及び検査件数の増加率により家畜衛生に係る取組の充実度を次式にて算出する。

$$\text{算定式} = 100 \times (1 + A) \times (1 + B)$$

A = 家畜の伝染性疾病の検出割合の減少率

$$\text{注) 検出割合} = (\text{家畜の伝染性疾病の発生件数}) / (\text{対象疾病の検査件数})$$

B = Aにおける対象疾病の検査件数の増加率

※1 Aの下限を-0.99とする。

※2 A及びBは、小数点以下3桁（4桁四捨五入）まで求めるものとする。

※3 充実度は、小数点以下1桁（2桁四捨五入）まで求めるものとする。

<目標値設定に当たって留意事項>

発生件数は原則として過去3年間の平均の発生件数分（小数点以下四捨五入）の他、継続発生分を含め、清浄化件数を減じた件数を使用することとし、検査件数（延べ件数）は原則として過去3年間の平均（小数点以下四捨五入）を使用すること。

なお、家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農

2 病害虫の防除の推進

次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。

- ・ 防除が困難な作物の防除体系等における防除に関する管理手法の現状値からの向上に関する指数

- ・ 防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数

- ・ 総合防除実践指標のうち、作成・見直しを行う実践ポイントの全実践ポイントに対する向上に関する指数

- ・ 総合防除の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習等への参加、当該研修・講習の開催等の回数

- ・ 広域型総合防除体制の構築に

林水産省畜産局長通達)別記1「監視伝染病のサーベイランス対策指針」に基づくサーベイランスの対象疾病、対象となる家畜の種類及び範囲、検査方法等に変更がある場合にあっては、当該疾病については算定の対象から除くことができる。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の越境性動物疾病が発生した場合には、その発生件数及びその防疫措置に係る検査件数は除くものとする。

<根拠となるデータ等>

防除が困難な作物の防除体系等における防除に関する管理手法の現状値からの向上に関する指数は次式により算出する。

防除に関する管理手法の現状値からの向上に関する指数 = $X + 100$
 X = 防除が困難な作物の防除体系の管理手法において新たに実践しようとする管理手法の全管理手法に対する割合(%)。

ただし、精緻かつ省力的な病害虫の調査に資するスマート害虫モニタリングシステム等の機器を用いた発生予察事業に関する調査手法を実証する場合は、 X = 発生予察事業において、精緻かつ省力的な病害虫の調査に資するスマート害虫モニタリングシステム等の機器を新たに活用しようとする指定有害動植物数の、各都道府県の調査対象の指定有害動植物数に対する割合(%)とする。

※ X は、小数点以下を四捨五入して求めるものとする。

防除が困難な作物に係る防除体系等の普及取組数については、当該作物について新たに確立した発生状況調査手法、防除技術、代替防除技術等の普及を目的とした周知回数。

総合防除実践指標のうち、作成・見直しを行う実践ポイントの全実践ポイントに対する向上に関する指数は次式より算出する。

総合防除実践指標のうち、作成・見直しを行う実践ポイントの全ポイントに対する向上に関する指数 = $X + 100$

X = 市町村が作成・見直しを行う総合防除実践指標において新たに実践しようとする実践ポイントの全実践ポイントに対する割合(%)

総合防除の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習等への参加、当該研修・講習の開催等の回数については、実施主体の担当者が参加した研修・講習、実施主体自らが開催した当該研修・講習等の回数。

広域型総合防除体制の構築に向けて、地域一体となった効果的・効率的な新たな防除体制の構築に関する指数は次式により算出する。

	<p>向けて、地域一体となった効果的・効率的な新たな防除体制の構築に関する指数</p>	<p>地域一体となった効果的・効率的な新たな防除体制の構築に関する指数 = $X + 100$ X = 産地の当該作物・病害虫防除体系の管理手法において、新たに広域型総合防除に転換する管理手法の全管理法に対する割合 (%)</p>
<p>3 重要病害虫の特別防除等</p>	<p>対象病害虫の調査等の総回数</p>	<p><根拠となるデータ等> ア 要綱別表 1 の I の 2 の (3) について設定するものとする。 イ 対象病害虫毎の調査の実施地点数に調査を実施する回数を乗じた数と、防除の実施地域数に防除の実施回数を乗じた数を足した数を各対象病害虫の延べ数を総回数とする。</p>
<p>Ⅲ 地域での食育の推進</p>		<p>※いずれも事業実施前後の数値の比較を行うものとする。</p>
<p>地域での食育の推進</p>		<p><目標設定に当たっての留意事項（共通事項）> 都道府県を通じた取組については、「第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日食育推進会議決定）」（以下「第4次食育推進基本計画」という。）又は第5次食育推進基本計画（直近の食育に関する意識調査結果等を含む。以下本別表 1 において同じ。）、都道府県・市町村作成の食育推進計画及び都道府県・市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。 「産地・生産者への理解向上」の取組及び「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組については、第4次食育推進基本計画又は第5次食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。</p>
	<p>・ 食文化の継承度</p>	<p><根拠となるデータ等> ア 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承し、伝えている者の割合 イ 郷土料理や伝統料理を月 1 回以上食べている者の割合</p>
	<p>・ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度</p>	<p><根拠となるデータ等> ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている者の割合 イ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている若い世代（20～30歳代）の割合</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の推進に関わるボランティアの数 ・ 学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物等活用に向けて検討した品目数 ・ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 ・ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合 ・ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ・ 食品の安全性についての知識を持ち、自ら判断する者の割合 ・ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ・ 農林漁業体験をはじめとする生産者と消費者との交流に参加した者の増加割合又は延べ人数 	<p><根拠となるデータ等> 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数とする。</p> <p><根拠となるデータ等> ア 学校給食における地場産物を使用する割合を金額（材料費）ベースで算定すること。 イ 学校給食における地場産物等活用に向けて検討した品目数</p> <p><根拠となるデータ等> 共食の機会があれば参加したい者のうち、過去1年間に共食の場へ参加した者の割合</p> <p><根拠となるデータ等> 食品ロスの削減のために何らかの行動をしている者の割合</p> <p><根拠となるデータ等> 環境に配慮した農林水産物・食品を常に又は時々選んでいる者の割合</p> <p><根拠となるデータ等> 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する者の割合</p> <p><根拠となるデータ等> 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を常に又は時々選んでいる者の割合</p> <p><根拠となるデータ等> 農林漁業体験をはじめとする生産者と消費者との交流会に参加した者の割合又は延べ人数</p> <p><目標設定に当たっての留意事項> 根拠となるデータ等による目標値の設定が困難な場合には、前年度の体験者数（延べ人数）を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して、目標値を設定する。</p>
--	--

2 食品安全・消費者信頼確保対策整備交付金

目的及び目標	目 標 値	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項
<p>II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止</p> <p>1 家畜衛生の推進</p>	<p>施設の活用によるバイオセキュリティの向上率</p>	<p>単位当たりの所要時間等の減少率によりバイオセキュリティの向上率を次式にて算出する。</p> <p>算定式 = $100 \times (1 + A)$ $A =$ 単位当たりの病性鑑定等に要する時間の減少率、防疫資材の防疫拠点への集積に係る時間の減少率、精度管理に係る文書や電子データの整理に要する時間の減少率、飼養衛生管理の向上率又は殺処分対象頭羽数の減少率 注) 単位当たりの所要時間 = (検査実施時間、焼却時間等) / (検査実施検体数、処理頭羽数等) ※ A の下限を -0.99 とする。</p> <p>< 目標値設定に当たっての留意事項 > 単位当たりの所要時間等とは、高度バイオセキュリティ対応施設整備を行う場合にあっては、診断の迅速化・高度化及びバイオセキュリティの確保に資する施設導入の目的に鑑み、単位当たりの病性鑑定、前処理、保管、及び廃棄物処理に要する時間、防疫資材の防疫拠点への集積に係る時間、標準作業書並びに試験等及び内部点検の結果その他精度管理に係る文書や電子データの作成・整理に要する時間、環境汚染濃度等の数値とし、飼養衛生管理向上施設整備を実施する場合にあっては、鶏舎入気口フィルター、細霧装置又は豚飼養農場における野生動物侵入防止壁の整備により使用衛生管理が向上する家畜飼養農場数とし、農場の分割管理の導入に係る施設整備を実施する場合にあっては、整備対象農場における特定家畜伝染病発生時に殺処分対象となる見込み頭羽数とする。</p>

別表2 地域での食育の推進における対象経費及び交付率

1. 都道府県を通じた取組

事業メニュー	経費	交付率
<p>ア 食育推進検討会の開催</p>	<p>(ア) 食育推進検討会の開催費 委員謝金・旅費（外部委員に限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、事務局活動費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 地域の食育関係情報整備費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、調査員手当・旅費（実態調査）、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(ウ) 教材作成費 教材編集料、印刷費、啓発資材作成・レンタル費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(エ) 都道府県において、アの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業メニューのアから コまでの職員旅費の合計の上 限は20万円（交付上限額10万 円）。</p>

<p>イ 食育活動を推進する人材の育成及び活動の促進</p>	<p>(ア) 食育推進リーダー育成及び活動の促進及び食に関する民間資格を有する者の活用・活動の促進並びに地域の食育人材を広く会した交流会開催の促進に係る経費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p> <p>(イ) 農業等の理解醸成の取組を実践するための研修に係る経費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、農業機械・簡易トイレ等借料、貸切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、資料印刷費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p> <p>(ウ) 都道府県において、イの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円）。</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただ事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円） 事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業メニューのAからCまでの職員旅費の合計の上限は 20 万円（交付上限額 10 万円）。</p>
--------------------------------	--	---

<p>ウ 食文化の保護・継承のための取組支援</p>	<p>(ア) 食文化の保護・継承のための取組に係る経費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p> <p>(イ) 都道府県において、ウの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円）。</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業メニューのアからコまでの職員旅費の合計の上限は 20 万円（交付上限額 10 万円）。</p>
<p>エ 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進</p>	<p>(ア) 教育ファーム検討委員会開催費 委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、農業機械・簡易トイレ等借料、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、資料印刷費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）</p>	<p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円）。</p>

	<p>(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、貸切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(エ) 直産活動や CSA（地域支援型農業）の消費者への説明会等開催費 賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、農業機械・簡易トイレ等借料、貸切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、機器借料、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費、保険料 食材費（展示・試食用及び農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）</p> <p>(オ) 産直活動や CSA（地域支援型農業）のビジネスプランの検討に向けた専門家招へい・先進地視察費 講師謝金・旅費、先進地視察旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、調査員手当・旅費、機器借料、調査票・資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示・試食用）</p> <p>(カ) 産直活動や CSA（地域支援型農業）の消費者に対するプロモーション経費 講師謝金・旅費、啓発資材作成・レンタル費、会場借料、機器借料、普及宣伝費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(キ) 都道府県において、エの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業メニューの A から</p>
--	--	--

<p>オ 和食給食の普及</p>	<p>(ア) 献立の開発費 調理師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費</p> <p>(イ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用。給食を除く（給食に付け加えた飲食は可。））。</p> <p>(ウ) 都道府県において、オの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>コマでの職員旅費の合計の上限は20万円（交付上限額10万円）。</p> <p>事業費の定額（1/2以内）</p> <p>事業費の定額（1/2以内） ただし、事業費の上限額50万円（交付上限額25万円）。</p> <p>事業費の定額（1/2以内）</p> <p>事業費の定額（1/2以内） ただし、事業費の上限額50万円（交付上限額25万円）。</p> <p>事業費の定額（1/2以内） ただし、事業メニューのアからコマでの職員旅費の合計の上限は20万円（交付上限額10万円）。</p>
<p>カ 学校給食における地場産物等活用の促進</p>	<p>(ア) 関係者・関係団体との連携体制構築に向けた取組の検討 講師謝金・旅費、コーディネーター謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、調査員手当・旅費、先進地視察旅費、調査票・資料印刷費、役務費、通信運搬費、普及宣伝費、消耗品費 食材費（展示、試食用）</p>	<p>事業費の定額（1/2以内）</p> <p>事業費の定額（1/2以内）</p>

	<p>(イ) 生産者とのマッチング調査・調整費 調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(ウ) 生産者とのマッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、会場借料、機器借料、貸切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示・試食用）</p> <p>(エ) 献立の開発及び試食会費 調理師及び講師に対する謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費</p> <p>(オ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用。給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）</p>	<p>ただし、事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円）。</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円）。</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円）。</p>
--	--	---

<p>キ 共食の場における食育活動</p>	<p>(カ) 学校給食の規格・量に沿った機械・設備等の導入費 地場産農林水産物の冷蔵・冷凍処理に必要な機器、洗浄・カット等の一次加工に必要な機器及び選別・選果等の出荷に必要な機器の購入・リース費（リース費については採択年度に係るものに限る。）</p> <p>(キ) 都道府県において、カの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(ア) ニーズ調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 農林漁業者等とのマッチングの調査・調整費 調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(ウ) マッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、会場借料、機器借料、貸切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p>	<p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、アからコまでの職員旅費の合計の上限は 20 万円（交付上限額 10 万円）。</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 100 万円（交付上限額 50 万円）。</p>
-----------------------	---	---

<p>ク 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組</p>	<p>(エ) 共食の場の提供費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示、試食用及び食育の教材用）</p> <p>(オ) 都道府県において、キの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(ア) 意識調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 環境に配慮した農林水産物・食品に係る検討会・セミナー開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p> <p>(ウ) 都道府県において、クの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 100 万円（交付上限額 50 万円）。</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業メニューのアからコまでの職員旅費の合計の上限は 20 万円（交付上限額 10 万円）。</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円）。</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業メニューのアからコまでの職員旅費の合計の上限は 20 万円（交付上限額 10 万円）。</p>
-----------------------------------	---	--

<p>ケ 食品ロスの削減に向けた取組</p>	<p>(ア) 意識調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 食品ロス削減検討会・セミナー開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p> <p>(ウ) 都道府県において、ケの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>円）。</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円）。</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業メニューのアからコまでの職員旅費の合計の上限は 20 万円（交付上限額 10 万円）。</p>
<p>コ 課題解決に向けたシンポジウム等の開催</p>	<p>(ア) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費 講師謝金・旅費・賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p>	<p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業費の上限額 50 万円（交付上限額 25 万円）。</p>

	<p>(イ) アンケート調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、役務費、通信運搬費、消耗品費）</p> <p>(ウ) 都道府県において、コの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>事業費の定額（1/2 以内）</p> <p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、事業メニューのアから コまでの職員旅費の合計の上 限は 20 万円（交付上限額 10 万 円）。</p>
--	--	--

2. 「産地・生産者への理解向上」の取組

事業メニュー	経費	交付率
「産地・生産者への理解向上」の取組	<p>○ 産地情報等の効果的な発信に向けた技術実装 システム改修・開発費（システムエンジニア、プログラマーに係る経費を含む）、アドバイザー謝金・旅費、システム導入費、調査票・報告書印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、役務費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>事業費の定額（1/2 以内） ただし、交付上限額 1,000 万 円。</p>

3. 「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組

事業メニュー	経費	交付率
<p>「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組</p>	<p>(ア) 農林水産業等に関する研修等 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、調査員手当・旅費、体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物財費、農業機械・簡易トイレ等借料、貸切りバス借料、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費含む。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、役務費、通信運搬費、消耗品費、保険料 食材費（展示・試食用及び農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）</p> <p>(イ) 座学への特別講師（生産者等）の派遣 講師謝金・旅費、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(ウ) 農林水産業体験機会の提供（生産者への協力金交付） 協力金・協力旅費</p> <p>(エ) 学校農園の整備 作業員謝金、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、整備員旅費、体験ほ場管理に係る物材費、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、大型農業機械借料、資料印刷費、役務費、保険料、消耗品費</p> <p>(オ) 学校給食における地場産物等の活用に向けた関係者（JA、給食事業者等）による体制の構築等 講師謝金・旅費、コーディネーター謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、調査員手当・旅費、調査票・資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示・試食用）</p>	<p>事業費の定額 （10/10 以内） ただし、交付上限額 350 万円（うち食材費の交付上限額は 25 万円）</p>

- | | | |
|--|---|--|
| | <p>(カ) 学校給食における地場産物等の活用に向けた栽培指導
講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費
食材費（展示・試食用）</p> <p>(キ) 地場産物等を活用した和食・郷土食の普及（献立の開発及び食育授業）
調理師（補助員を含む）及び講師に対する謝金・旅費、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、役務費、通信運搬費、消耗品費
食材費（展示、試食用。給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）</p> <p>(ク) 学校給食の規格・量に沿った機械・設備等導入費
地場産農林水産物の冷蔵・冷凍処理に必要な機器、洗浄・カット等の一次加工に必要な機器及び選別・選果等の出荷に必要な機器の購入・リース費（リース費については採択年度に係るものに限る。）</p> | |
|--|---|--|

別表3 附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）
賃 金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助金（任命行為等の一定の形式により正規の地位を有しない臨時職員。）に対する賃金
共 済	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 酬 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、物品等の使用料及び賃貸料
物 品 購 入 費	当該対象事業に直接必要な庁用器具類の購入費

別添 1

事業メニューの実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、目標値の達成のために、交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

第 1 食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金

1 農畜水産物の安全性の向上

(1-1) 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証

ア 有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握

(ア) 対象となる有害化学物質・有害微生物

対象となる有害化学物質・有害微生物（以下「有害化学物質等」という。）は、生産・貯蔵・加工段階で農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。（イ）及びイにおいて同じ。）及び加工食品に含まれる有害微生物（カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等をいい、これらの指標となる大腸菌等の微生物を含む。以下同じ。）及び有害化学物質（かび毒、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類、カドミウム、ヒ素、鉛等をいう。以下同じ。）とする。

(イ) 汚染実態の把握

生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品に関するリスク管理を適切に実施するため、次の a から e までに掲げる点に留意しつつ、農産物等及び加工食品に含まれる有害化学物質等の実態調査を行う。

なお、調査分析等の一部を外部機関に委託することができる。

- a ほ場から試料（農産物のほか土壌等）を採取する際は、採取ほ場から均等に採取すること。
- b 農産物と土壌等を同時に採取するときは、同一地点から採取することとし、可能な限り収穫期に採取すること。
- c 恒常的に実施している検査については対象としないこと。
- d 要綱別表 1 の交付率が定額（100 万円上限）で実施するコメ中のヒ素の実態を把握するための調査の対象試料は、コメのみ、またはコメ及び農用地土壌を対象とすること。
- e 要綱別表 1 の交付率が定額（3/4 以内）で実施するペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（P F A S）の実態を把握するための調査においては、環境中の P F A S 濃度の実態等を考慮して試料を採取する

地点を選定すること。

イ 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証

(ア) 対象となる有害化学物質等

対象となる有害化学物質等は、生産・貯蔵・加工段階で農産物等及び加工食品を汚染する有害微生物及び有害化学物質とする。

(イ) 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証

対象農産物等・加工食品の生産・貯蔵・加工方法に適した有害化学物質等に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理及び製造技術、農産物における肥培管理及び灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理及び微生物排泄抑制技術等）の対象地域における有効性・実行可能性の検証を行う。なお、検証に当たり、必要な検査機器を整備することができるものとする。また、その際、調査分析等の一部を外部機関に委託することができるものとする。このうち、土壌由来の有害化学物質の安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証においては、農用地土壌及び農産物中における有害化学物質の濃度実態並びに過去の試験・検証成果を十分踏まえ、次の a から c までに掲げる事項を実施するものとする。

a 吸収抑制技術の検証

農作物による有害化学物質の吸収を抑制する技術を検証するためのほ場の設置・運営及びその効果の確認等を行う。

なお、事業実施主体が地方独立行政法人（試験研究機関であって都道府県が設立したものに限り。）以外の場合は、カドミウムに関する水稻を対象とする吸収抑制技術は本事業の対象外とする。

b 植物浄化技術の検証

植物を用いて土壌中の有害化学物質を除去する技術を検証するためのほ場の設置・運営及びその効果の確認等を行う。

また、検証に用いた植物を適切に処分できる場合に限るものとし、用いる植物は過去の試験研究において、土壌中の有害化学物質の除去に一定の効果が確認された植物とする。

c 土壌洗浄技術の検証

薬剤等を用いて土壌中の有害化学物質を洗浄・除去する技術を検証するためのほ場の設置・運営及びその効果の確認等を行う。

なお、実施に当たっては、ほ場からの洗浄水の流出防止等、周辺環境に悪影響を与えないよう十分配慮するものとする。

(ウ) 有害化学物質等の技術検証報告書の作成

有害化学物質等に係る安全性向上対策の情報及び(イ)における検証結果(対策の有効性・実行可能性、導入コスト試算等)を取りまとめ、技術検証報告書を作成するものとする。

ウ 協議会の開催等

ア（イ）、イ（イ）を実施する場合、県、市町村、生産者団体、生産者等から構成される協議会の開催、専門家による事業者等への指導、事業者等向け講習会の開催・講習会への参加支援等ができるものとする。

(1-2) 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進

ア カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証・普及

事業実施主体は、カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実用化に向け、次の（ア）及び（イ）に掲げる事項を実施できるものとする。

また、本事業の実証試験の対象品種は、コシヒカリ環1号又は栽培性が良好でコシヒカリ環1号並みのカドミウム低吸収性を有する品種若しくは品種候補系統に限るとともに、育成者権を有する者と必要な調整を行うものとする

(ア) カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証試験の実施

水田等においてカドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証試験を行うとともに、実証試験に必要な管理等を行うこと。また、カドミウム及びヒ素濃度に加え、水田等から排出されるメタンを同時に低減する技術の実証試験を実施することができるものとする。

実証試験等の実施に当たっては、次の a から d までに掲げる点に留意するものとする。

a 実証効果の把握、評価

実証試験の効果を把握するため、ほ場の土壌中及び作物体中のカドミウム及びヒ素濃度等を測定し、その結果から技術の効果を評価する。

b 種籾の管理

種籾の処分又は次年度以降に使用するための増殖・保管ができること。

c 目的外流用等防止の徹底

実証試験ほ場の収穫物が、事業目的以外に供されることがないように地域への周知や収穫物の管理・廃棄等について、適切な措置を講ずるよう留意すること。

d 事業の委託

実証試験のほ場管理等の一部及び a に係る分析を外部機関に委託 することができること。

(イ) カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の導入に必要な調査及び検討

過去の試験・検証効果を十分に踏まえ、地域内のカドミウム及びヒ素濃度実態の詳細把握並びに作物体中のカドミウム及びヒ素濃度低減に向けた取組及び技術の検討のため、次の a から d までに掲げる事項のうち 1 以上のものを実施すること。

a 協議会の開催

県、市町村、普及指導センター、農業者、学識経験者等から構成される協議会を開催すること（以下「協議会の開催」という。）。

b 技術利用マニュアルの作成

カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減に向けたリスク管理措置の検討結果や（ア）の取組を踏まえ、技術利用マニュアルの作成等を行うこと（以下「技術利用マニュアルの作成」という。）。

c 分析調査の実施

作物体中及び土壌中のカドミウム及びヒ素濃度分析調査等を行うこと（分析調査等の一部を外部機関に委託することができるものとする。以下「濃度分析調査」という。）。

d 全国検討会への出席

実証試験に関する情報を収集し、技術の確立のための実証方法、調査成績等について検討する全国成果検討会等へ出席し、当該地域における実証試験に反映させること（以下、「全国検討会への出席」という。）。

なお、本取組を実施する場合は、（ア）と併せて実施することとする。

また、技術利用マニュアルについては、本取組において実施するか否かにかかわらず、令和 12 年までに作成し、又は改訂するものとする。

イ 水稻におけるヒ素濃度低減技術の実証・普及

事業実施主体は、水稻におけるヒ素濃度低減技術の実用化に向け、次の（ア）及び（イ）に掲げる事項を実施できるものとする。

（ア）ヒ素濃度低減技術の実証試験の実施

水田等においてヒ素濃度低減技術の実証試験を行うとともに、実証試験に必要な管理等を行うこと。また、ヒ素濃度に加え、水田等から排出されるメタンを同時に低減する技術の実証試験を実施することができるものとする。

実証試験等の実施に当たっては、アの（ア）の a、c 及び d に掲げる点に留意するものとする。この場合において、アの（ア）の a 中「カドミウム及びヒ素濃度等」とあるのは「ヒ素濃度等」に読み替えるものとする。

（イ）ヒ素濃度低減技術の導入に必要な調査及び検討

過去の試験・検証効果を十分に踏まえ、地域内のヒ素濃度実態の詳細把握並びに作物体中のヒ素濃度低減に向けた取組及び技術の検討のため、協議会の開催、技術利用マニュアルの作成、濃度分析調査又は全国検討会への出席を実施すること。この場合において、技術利用マニュアルの作成については、アの（イ）の b

中「カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減に向けた」とあるのは「ヒ素濃度低減に向けた」に、濃度分析調査については、アの（イ）のc中「カドミウム及びヒ素濃度分析調査等」とあるのは「ヒ素濃度分析調査等」に読み替えるものとする。

なお、本取組を実施する場合は、（ア）と併せて実施するとともに、アの（イ）における留意事項に留意するものとする。

ウ カドミウム及びヒ素濃度低減技術の導入推進活動

事業実施主体は、実証技術の効果的な普及に向け、次の（ア）又は（イ）に掲げる事項を実施できるものとし、これと併せて、協議会の開催及び濃度分析調査を実施できるものとする。ただし、濃度分析調査を（イ）に掲げる事項と併せて実施する場合は、アの（イ）のc中「カドミウム及びヒ素濃度分析調査等」とあるのは「ヒ素濃度分析調査等」に読み替えるものとする。

（ア）カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の技術導入推進活動

アの取組等を踏まえて作成した技術利用マニュアルに基づいて展示ほの設置・運営等を行い、併せて、次のaからcまでに掲げる事項を実施すること。なお、展示ほの設置・運営等については、その一部を外部機関に委託することができるものとする。

また、展示ほの収穫物を販売する場合は、当該品種の育成者権を有する者と必要な調整を行うとともに、展示ほの設置に係る経費については、一般品種の栽培と比較した際の掛かり増し経費のみ補助対象とする。

a 技術効果の確認

展示ほの土壌中及び作物体中カドミウム及びヒ素濃度等を測定・分析することにより技術の効果を確認すること（以下「技術効果の確認」という。）。

なお、その際、測定・分析を外部機関に委託することができる。

b 検討会の開催

実証技術を導入・周知するための検討会を開催すること（以下「検討会の開催」という。）。

c 農業者講習会の開催

農業者等への当該技術及びその効果の普及にあたり、展示ほを活用した現地講習会を開催すること（以下「農業者講習会の開催」という。）。

（イ）水稻におけるヒ素濃度低減技術の技術導入推進活動

イの取組等を踏まえて作成した技術利用マニュアルに基づいて展示ほの設置・運営等を行い、併せて、技術効果の確認、検討会の開催及び農業者講習会の開催を実施すること。この場合において、技術効果の確認については、（ア）のa中「カドミウム及びヒ素濃度等」とあるのは「ヒ素濃度等」に読み替えるものとする。

る。なお、展示ほの設置・運営等については、その一部を外部機関に委託することができるものとする。

また、展示ほの設置に係る経費については、通常栽培と比較した際の掛かり増し経費のみ補助対象とする。

(2) 農薬の適正使用等の総合的な推進

ア 農薬の安全使用の推進

事業実施主体は、農薬の安全使用の推進を図るため、次の(ア)から(エ)までに掲げる事項を実施するものとする。

(ア) 農薬の危害防止

農薬の適正使用を徹底し、農薬の使用に伴う危害の防止を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や広報手段を活用した啓発活動等を行う。

(イ) 農薬使用状況の調査・指導

農薬適正使用の普及啓発を図るため、農薬使用者を対象とした農薬使用状況の調査、記帳指導等を行う。

(ウ) 農薬適正使用アドバイザー等の育成

農薬の適正使用の普及を図るため、農薬適正使用アドバイザー等の育成研修等を行う。

(エ) 周辺環境への負荷の軽減

農薬の使用に伴う環境への負荷軽減を図るため、地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定等を行う。

イ 農薬の適切な管理及び販売の推進

事業実施主体は、農薬の適切な管理及び販売の推進並びに農薬の飛散防止対策の推進を図るため、農薬販売者の研修・指導の実施、農薬管理指導士の育成研修等を行うものとする。

ウ 農薬残留確認調査等の実施

事業実施主体は、地域における農作物の栽培状況、病害虫の発生状況、農薬の使用実態等を勘案して、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。

なお、その際、調査及び試験の一部を外部機関へ委託することができるものとする。

また、消費・安全局農産安全管理課農薬対策室から農薬残留確認調査の詳細な報告(対象の作物名、農薬名、試験設計及び分析結果、検査結果の活用状況等の報告を含む。)を求められた場合、市町村等の事業実施主体はこれに協力するものとする。

(ア) 登録基準への適合状況の確認調査

農作物、土壌、河川等の農薬残留状況の調査を行い、登録基準への適合状況

を確認する。

(イ) 農薬の飛散・残留状況の調査及び飛散防止技術の効果確認調査

農薬の飛散防止対策を講じるため、農薬使用時における飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況等の調査、地域ごとの飛散防止技術の選定及び飛散防止対策の検討等を行うとともに、残留農薬基準（一律基準を含む。）への適合状況の確認を行うことによって、農薬の飛散防止技術の効果を確認する。

(ウ) 作物群での農薬登録推進のための試験の実施

事業実施主体は、再評価制度に対応し、生産現場で使用可能な農薬の確保に向けて、生産量が少ない農作物を含む作物群での農薬登録を推進するため、登録に必要な作物残留試験等を実施する。

エ 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証

事業実施主体は、残留農薬問題等の発生時に速やかに実態の把握及び原因究明を行うとともに、適用しうるリスク管理措置を現地で評価・検証するため、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項を実施するものとする。

また、消費安全農産安全管理課農薬対策室から実態調査及びリスク管理措置の検証の詳細な報告（土壌調査、農作物モニタリング等の調査内容、調査結果等の報告を含む。）を求められた場合、市町村等の事業実施主体はこれに協力するものとする。

(ア) 対策協議会の開催

残留農薬基準超過事例について原因を究明するとともに、実態調査の結果を踏まえて、残留防止対策等を立案・評価するため、関係者により構成される対策協議会を必要に応じて開催する。

(イ) 実態調査の実施

適切な残留防止対策等を策定するため、農薬の使用状況、土壌や水質の調査、農作物のモニタリング調査等による実態調査を実施する。

(ウ) リスク管理措置の検証

立案された残留防止対策等が現地において実際に適用可能かどうか確認・検証するため、農作物等のモニタリング調査等を行う。

オ 農薬による蜜蜂の被害を軽減するための対策の確立

事業実施主体は、農薬による蜜蜂の被害軽減対策の確立及び有効性が判明している対策の推進のため、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項を実施するものとする。

なお、（ア）及び（ウ）の一部を外部機関へ委託することができるものとする。

(ア) 実態調査の実施

農薬の使用の有無及び使用されている場合の農薬の種類、適用病害虫、適用作物、使用の時期等を確認するとともに、蜜蜂における農薬の付着の有無及び付着した場合のばく露した量を調査（蜜蜂の巣箱の退避場所の探索等）する。

(イ) 対策協議会の開催

被害軽減対策を検討するため、農業団体、養蜂関係団体、都道府県等の参加を得て、対策協議会を開催する。なお、農業団体、養蜂関係団体、市町村等による既存の協議の場がある場合には、これを活用することができる。

(ウ) 被害軽減対策の効果の検証

(イ) の対策協議会において検討された被害軽減対策をほ場において試行するなどにより、その効果を検証する。

カ 埋設農薬処理の進行管理の実施

事業実施主体は、埋設農薬を計画的かつ着実に無害化処理するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。

(ア) 協議会の開催

埋設農薬の処理計画の策定やその進行管理等を行うために、県、市町村、学識経験者、埋設処理が行われた当時の関係者等により構成される協議会を必要に応じて開催する。

(イ) 埋設農薬の処理計画の策定及び進行管理

処理計画は、原則として、全ての埋設農薬の処理が終了するまでのものとし、その策定に当たっては、関係者のほか、周辺住民の意見等も十分に踏まえるものとする。

また、毎年度、処理実績を把握し、進行を管理する。

(ウ) 環境調査の実施

適切な処理計画の策定、(イ)の事業メニューの的確な実施及び処理が完了した地点における安全性を確認するため、処理事業の事前及び事後等において、周辺環境の調査を実施する。

キ 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施

事業実施主体は、埋設農薬の漏えい等により周辺環境の汚染等の悪影響が懸念されるものの、埋設農薬を直ちに処理できない場合、次の(ア)及び(イ)に掲げる緊急的な汚染拡大防止措置を講じるものとする。

(ア) 保管施設の整備

周辺環境の状態からみて、直ちに地中から埋設農薬を掘削除去する必要がある場合には、掘削・回収した埋設農薬を適切に保管するために必要かつ簡易な設備の整備等を行う。

(イ) 周辺への漏えい防止措置

埋設農薬の漏えいによる汚染拡大が懸念されるものの、直ちに埋設農薬を掘削除去することが困難な場合には、地中に簡易な遮断壁を埋め込む等の一時的な漏えい防止の措置を講じる。

ク 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修及び環境整備

事業実施主体は、再評価制度に対応するため、当該事業実施主体に所属する試験従事者等への「農薬取締法に規定する特定試験成績の信頼性確保のための基準（以下「農薬G L P」という。）」に係る研修を行うものとする。

また、事業実施主体は、果樹等の永年作物における作物残留試験が実施可能となるよう、農薬G L Pに適合したほ場の環境整備として、ほ場の借上げ、苗木の購入及び植付後の栽培管理等を行うものとする。

なお、その際、研修及び環境整備の一部を外部機関へ委託することができるものとする。

2 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止

(1) 家畜衛生の推進

ア 家畜の伝染性疾病の発生予防

事業実施主体は、地域が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防の取組を推進するため、地域推進会議を開催し、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事業を実施するものとする。地域推進会議は、事業実施主体や取組内容に応じて、県全体、家畜保健衛生所が管轄する区域又は市町村単位等の各段階で開催できることとし、行政、自衛防疫団体、家畜の所有者、農業協同組合、農業共済組合、獣医師及び公衆衛生関係者等、必要な者を参集するものとする。

(ア) 飼養衛生管理水準の向上

a 調査の実施

(a) 飼養衛生管理基準、特定家畜伝染病防疫指針及び農場の分割管理に当たっての対応マニュアル（令和5年9月13日付け5消安第3485号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づく対策の普及とともに地域における更なる対策強化に必要な情報を収集するため、地元獣医師を積極的に衛生管理指導等に活用し、継続的な調査を実施する。

(b) (a)の取組を推進するに当たって、必要な調査用紙の作成及び調査結果の取りまとめ等を行うとともに、関係機関・団体に対し、定期的に情報の提供を行う。

b 衛生管理の点検・指導

畜産農場における飼養衛生管理の取組の実効性を高めるため、地域の獣医師、野生動物対策の専門家や畜産農業の取引業者等のステークホルダーとの連携、情報通信技術（ICT）を利用した遠隔監視の活用等により、飼養衛生管理の要改善箇所の確認・点検を行い、明らかになった課題について対策を検討するための検討会を開催する。

c 普及啓発の取組

地域推進会議の検討結果やa及びbの取組等を踏まえ、飼養衛生管理者や農場関係者が必要とする知識・技術の習得・向上を図るための講習会の開催、

飼養衛生管理に関するパンフレットの作成・配布等により、飼養衛生管理水準向上のための更なる普及・啓発を図る。

(イ) 地域における疾病発生予防・清浄化推進体制整備

a 農場バイオセキュリティの向上

事業実施主体は、地域推進会議の結果を踏まえ、地域の家畜の所有者等が当該地域の特性や畜種ごとの特性や畜種ごとの特性、地域における農場バイオセキュリティに係る課題に即して行う農場バイオセキュリティの向上の取組を推進する。

取組に当たっては、地域が一体となった、

- ① 捕獲用トラップの整備等のねずみの駆除対策
- ② 防鳥ネット放牧制限の準備のためのビニルハウスの整備等の野生動物侵入防止対策（柵の整備を除く。）
- ③ 死体保管用冷凍冷蔵設備の設備等の死亡家畜の適正な保管対策
- ④ 飼料加熱処理装置（関連資機材を含む。）の整備等の飼料の加熱処理対策
- ⑤ 動力噴霧器、燻蒸庫、パスボックス、飲水消毒装置の整備等の消毒対策
- ⑥ 簡易更衣室、看板の整備等の交差汚染防止対策

といったバイオセキュリティ対策の適切かつ効率的な実施方法について研修を行うなど、その普及を図るとともに、これらの対策の実施に必要な資材の整備（緊急消毒を除く。）を行う。

b 発生予防の体制整備

(a) 疾病予防地域検討委員会の開催

家畜の伝染性疾病の発生予防及び地域において過去に発生したことのある疾病又は地域に継続的・断続的に発生の見られる疾病について、清浄性の実現又は維持を図るため、地域の家畜の飼養形態の特徴や疾病発生傾向等に精通する関係者及び専門家からなる検討委員会を開催し、地域の実情に則した疾病予防マニュアルを作成する。

(b) 疾病予防地域講習会の開催等

地域における家畜の伝染性疾病の予防対策を推進するため、専門家を講師とし、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者、畜産農家等を対象とする講習会の開催等により疾病予防マニュアル及び家畜の伝染性疾病の予防に必要な知識の普及啓発を行う。

(c) 衛生検査、巡回指導等の実施等

(a) により検討された家畜の伝染性疾病について、浸潤状況を調査するため、地元獣医師を積極的に活用し、衛生検査、巡回指導等を継続して行うとともに、当該結果を定期的に関係者に情報提供する。

また、必要に応じ、衛生検査、巡回指導等に必要な技術・知見を習得する講

習会に参加する。

c 地域への疾病侵入防止対策

事業実施主体は、旅行者の傾向等の地域の特色に応じ、旅行者等を対象とした、靴底等の消毒対策及び家畜の伝染性疾病対策の普及啓発を実施する。

(ウ) 野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染予防

a 感染予防対策の推進

事業実施主体は、消毒ポイントの適切な管理・運営、野生動物の拡散防止柵の設置等、養鶏場周辺のため池、家きん飼養農場内の調整池、野鳥飛来地（ラムサール条約湿地等）等における防鳥糸の設置や水抜きといった物理的な野鳥飛来防止対策等、地域における野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染予防に必要な対策を実施する。

b 緊急消毒の実施

生産者の組織する団体等は、野生動物や野鳥における家畜の伝染性疾病の発生時に、地域協議会で決定した地域内の農場及びと畜場・食鳥処理場等の出入口、畜産関係車両の通行する公道等の環境や車両消毒ポイント並びに農場敷地内の畜・鶏舎周辺での緊急消毒等を行う。

イ 家畜の伝染性疾病のまん延防止

事業実施主体は、家畜の伝染性疾病のまん延を防止するための体制を整備するため、次の（ア）及び（イ）に掲げる事業を実施するものとする。

(ア) まん延防止の円滑化

a と殺家畜の輸送体制の構築

家畜伝染病の発生時においてレンタリング等を活用するためのと殺家畜の輸送体制を構築するため、関係者との協議及び調整並びに実証の取組を行うとともに、これらの取組に必要な資材の整備を行う。

(イ) 疾病発生時の体制整備

a 疾病発生時地域検討委員会の開催

家畜の伝染性疾病の発生時に、発生地域において迅速な防疫体制が構築される確な防疫措置が図られるよう、地域の関係者及び専門家からなる検討委員会を開催し、疾病発生時の防疫対応や地域における連携体制等について定めた疾病発生時防疫マニュアルを作成する。

b 疾病発生時地域講習会の開催

作成した地域マニュアル及び地域の疾病発生時の防疫対応に必要な知識の普及啓発を行うため、専門家等を講師とし、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者、畜産農家等を対象とする講習会を開催する。

c 防疫体制の整備

市町村等は、家畜の伝染性疾病が発生した際の、地域レベルでの対策本部の設置、家畜の処理、家畜の伝染性疾病の病原体に汚染した又は汚染したお

それがあつた物品の処理、防疫従事者の衛生管理、周辺農場及び疫学関連農場の対策に係る資材の支援等の防疫措置を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

d 発生農場等の防疫措置等

家畜の伝染性疾病のモニタリングへの協力、発生時のまん延防止のための防疫措置の実施を促進するため、当該家畜等における防疫措置に伴う体制が十分に整っていない場合に、発生農場等が経営再開計画に基づく経営維持・再開に必要な経費その他の防疫措置等に必要な経費について支援を実施する。

ウ 畜産物の安全性向上

安全な畜産物の供給体制を推進するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

(ア) 生産衛生管理体制の整備

農場HACCPの推進

農場HACCPの推進のため、以下のa及びbの取組を実施する。

a 普及・定着の取組

畜産農場における飼養衛生管理向上の取組（以下「農場HACCP」という。）認証基準に基づく衛生管理は、生産者自らによる取組の点検・改善体制の構築に加え、農場指導員による体制づくりに向けた指導や認証審査の受審により、第三者の目線も加わつた更なる衛生管理の向上に有効である。一方、取組の普及・定着に向けては、生産者自らが取組のメリットを実感する必要がある。このため、農場HACCPの生産農場の集団組織化による取組地域及び取組団体を選定し、以下の①～④の取組を実施する。

- ① 参加農家における衛生管理や生産性に係る状況の点検等により課題を把握し、効果検証の指標及び確認方法を検討する。
- ② 参加農家に対する衛生管理方法の改善指導及び効果検証のためのモニタリング検査を実施する。
- ③ 参加農家における効果検証により、確認された効果の取りまとめ、更なる改善に向けた対応の検討を行うとともに、成果について生産者、関係機関等に広く広報し、更なる取組の普及を図る。
- ④ 参加農家が農場HACCP認証を新規に取得するために必要な認証審査の受審費用の支援を行う。支援の対象とする農場は、令和7年4月1日時点で農場HACCP認証を受けていない農場に限ることとし、支援の対象とする審査は、初回審査のみとし、維持審査及び更新審査は含まない。なお、受審費用の支援を行う参加農家については、①から③までの取組を必ず実施することとする。

b 全国検討会への出席

取組地域における農場HACCPの普及及び定着状況に係る情報交換並びにその体制整備の進め方について協議するために、国等が開催する全国検討会に出席する。

エ 野生動物の対策強化

事業実施主体は、野生動物による家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、次の（ア）及び（イ）に掲げる事業を実施するものとする。

（ア）リスクが高い地域における野生動物対策

家畜の伝染性疾病の中で、過去に発生したことのある疾病又は我が国への侵入リスクが高い疾病を別に知事が地域ごとに指定し、地域の関係者の協力を得て、検査のための野生動物の捕獲や採材、捕獲した野生動物及び死亡野生動物を対象とした地域の清浄性又は浸潤状況を確認するための検査、検査のために捕獲した野生動物及び死亡野生動物の処理等を実施する。

また、捕獲野生動物の検査促進に係る事業は、捕獲者が検体の採取・送付までの取組を行う。

（イ）野生動物への感染防止対策

残飯等を介した野生動物への家畜の伝染性疾病の感染を防止するため、環境部局等とも連携し、ごみ箱や看板の設置等の対策を実施する。

また、野生動物を取り扱う車両が集合するジビエ処理施設等において、動力噴霧器を整備し車両消毒を実施する。

（2）病虫害の防除の推進

ア 防除が困難な作物に係る防除体系の確立

市町村等は、防除が困難となっている作物に対する緊急的な防除体系の確立を行うため、次の（ア）から（イ）までに掲げる事項を実施するものとする。

なお、確立を図る防除体系においては、病虫害・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制する観点から要防除水準を策定するように努めるものとする。

（ア）薬剤抵抗性病虫害・雑草により防除が困難となっている作物に対する防除体系の確立

a 現場で使用できる簡便・迅速な薬剤感受性検定方法の確立

地域における薬剤抵抗性病虫害・雑草の発生状況を効率的に把握するため、対象とする病虫害・雑草を選定し、各種薬剤系統ごとの感受性検定手法について、検定の精度、コスト（検定用資材、人員等）、検定期間、作業性（専門知識や特殊技術の要否）等を調査し、当該病虫害・雑草に用いられる簡便・迅速な感受性検定手法を確立する。

b モニタリング手法や判断基準の確立

地域における薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況を効率的に把握し、その結果を効果的な指導に活用するため、作業の省力化（調査箇所・件数の見直し、新規技術の活用等）やコスト（人員の効率的な配置の検討等）の観点を考慮した、新たな薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況の調査手法を確立するとともに、調査の結果に基づいて、薬剤抵抗性病害虫・雑草に対する適切な管理手法を選択・実施するための判断基準を確立する。

c ローテーション散布等の防除体系の検証等

作用機作の異なる農薬の導入や作用機作の異なる農薬を用いることによるローテーション散布、農薬以外の防除技術の活用その他の薬剤抵抗性対策技術を適切に組み合わせた新たな防除体系について、薬剤感受性の回復や防除効果の安定化による経済的損失の回避等の観点から有効性の検証を行うことで、薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生を抑制できる防除体系を確立する。

(イ) 発生パターンの変化や使用可能な農薬の減少等により防除が困難となっている作物に対する防除体系の確立

近年の気候変動等の影響による病害虫の発生パターンの変化、登録農薬が少ない地域特産物（マイナー作物）における病害虫による被害の発生、登録農薬の見直し等による使用可能な農薬の減少等により、従来の防除対策では防除が困難となっている作物について、新たな防除技術や資材の実証、代替農薬の選定・実証、スマート害虫モニタリングシステム等の機器を用いた発生予察事業に関する調査手法の実証、実証結果に基づく防除体系の確立・見直しに向けた検討会の開催、技術普及のための説明会の開催その他の地域に適した防除体系の検討に必要な取組を行い、効果的な防除体系を確立する。

イ 総合防除の実践

事業実施主体は、総合防除の普及のために必要な総合防除実践指標の作成・見直し及び人材育成を図るため、次の（ア）、（イ）に掲げる事項を実践するものとする。

(ア) 総合防除実践指標の作成・見直し

市町村長等は、農作業上の工程に沿って、予防・判断・防除の各段階で利用可能な具体的な取組内容（実践ポイント）をまとめた総合防除実践指標の作成・見直しに向け、発生している病害虫の種類、気象や土質等の環境条件、栽培品種、栽培方法等の地域の実情に応じた総合防除体系の実証や当該実証結果に基づく総合防除実践指標の作成・見直しに向けた検討会の開催その他必要な取組を行う。

(イ) 総合防除の普及のための指導者の育成

事業実施主体は、総合防除の普及を図るため、総合防除の指導者の育成に必要な研修、講習等へ参加し、又は当該研修、講習等を自ら開催する。

イ 総合防除の普及のための指導者の育成

事業実施主体は、総合防除の普及を図るため、総合防除の指導者の育成に必要な研修、講習等へ参加し、又は当該研修、講習等を自ら開催する。

ウ 広域型総合防除体制の構築

事業実施主体は、水稲又は果樹を対象とした広域型総合防除体制の構築に向けて、産地協議会を設立し事業を実施するものとする。

産地協議会は、生産者（農業法人等を含む。）、県、市町村、農業協同組合等の農業団体、サービス事業者、メーカー等で組織するものとし、発生予察情報や地域の作付計画等を基に、効果的・効率的な地域単位での防除計画を作成するものとする。また、作成した防除計画に基づき、地域一体での、スクミリンゴガイに対する冬期耕うんや、斑点米カメムシ類に対する河川敷等を含めた雑草地の一斉草刈り等による病害虫の発生源の解消、サービス事業者を活用したドローンによる共同防除、交信かく乱剤の地域一帯での利用、病害虫の大量発生が予測される時の臨機防除体制の整備等の実証を行う。なお、実証に当たっては、体制の構築に際しての課題も確認すること。また、事業実施主体がこの事業メニューを実施する場合にあっては、重要病害虫の特別防除等の事業メニューにおいて防除体系の確立のための実証を行っている場合を除く。

エ 事業実施主体がア又はイの事業メニューを実施する場合、目標達成のために必要となる調査・試験等を独立行政法人等外部機関へ委託して行うことができるものとする。

(3) 重要病害虫の特別防除等

ア 移動規制病害虫特別防除

市町村は、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）に基づき移動規制等の措置が講じられうる国内の一部に発生した病害虫であって、急速なまん延が危惧され、被害の増加と周辺地域の農業生産の振興に甚大な被害を及ぼすおそれのあるものについて、まん延防止と被害軽減のため、発生調査、調査を踏まえた防除等を実施するものとする。

その際、病害虫のまん延防止を図るため、必要な指導、事業周知を行うものとする。

なお、市町村がこの事業メニューを実施する場合にあっては、対象となる病害虫が発生している場合に限るものとする。

イ 重要病害虫等の防除

(ア) 重要病害虫（クビアカツヤカミキリ等のカミキリムシ類を除く。）の防除等

市町村は、国内で新たに発生した重要な病害虫又は国内の一部の地域に発生した重要病害虫（クビアカツヤカミキリ等のカミキリムシ類を除く。）で

あって、急速なまん延が危惧され、被害の増加と周辺地域の農業生産の振興に甚大な被害を及ぼすおそれがあり、植物防疫法に基づく防除に関する勧告等の対象となりうるものについて、発生調査、防除、防除効果確認調査、防除技術の確立等を実施するものとする。

その際、病害虫のまん延防止を図るため、必要な指導、事業周知を行うものとする。

なお、市町村がこの事業メニューを実施する場合にあっては、対象となる病害虫が発生しているか又は侵入が懸念される場合に限るものとする。

(イ) クビアカツヤカミキリ等のカミキリムシ類の防除等

事業実施主体は、クビアカツヤカミキリ等のカミキリムシ類に対し、発生調査、防除、防除効果確認調査等を実施するものとする。

その際、病害虫のまん延防止を図るため、必要な指導、事業周知を行うものとする。

なお、事業実施主体がこの事業メニューを実施する場合にあっては、新たに対象となる病害虫が発生している又は侵入が懸念される場合に限るものとする。また、防除に関する交付対象経費その他の実施細目については、知事が別に定めるものとする。

(ウ) クビアカツヤカミキリの防除体系の確立のための実証

事業実施主体は、クビアカツヤカミキリが発生している生産地域において、有識者や生産者等からなる協議会を設置し、封じ込めや被害低減を目的とした分布調査、各種防除及び防除に関する周知・協力依頼等を実施して産地で取り組む新たな防除体系を確立するための実証を行い、その結果を取りまとめるものとする。事業実施主体がこの事業メニューを実施する場合にあっては、クビアカツヤカミキリが発生している又は侵入が懸念される場合に限るものとする。また、実証に関する交付対象経費その他の実施細目については、知事が別に定めるものとする。

(エ) 緊急防除終了後に再発生するおそれがある重要病害虫の防除等

緊急防除終了後に再発生するおそれがある重要病害虫（知事が別に定めるものに限る。）について、当該病害虫が再発生した場合に、発生調査、防除、防除効果確認調査等を実施するものとする。

その際、病害虫のまん延防止を図るため、必要な指導、事業周知を行うものとする。

なお、市町村がこの事業メニューを実施する場合にあっては、対象となる病害虫が発生している場合に限るものとする。

ウ 特殊病害虫緊急防除

(ア) 市町村は、国内で新たに発生した重要な病害虫又は国内の一部の地域に発生している重要病害虫であって、急速なまん延が危惧され、被害の増加と周

辺地域の農業生産の振興に甚大な被害を及ぼすおそれがあるものについて、発生範囲を特定するための調査及び初動防除を実施するものとする。

(イ) (ア) の調査結果等を踏まえ、緊急に防除対策等の措置を講じる必要があるものについて、発生状況調査、防除、防除効果確認調査、防除技術の確立等を実施するものとする。

その際、病虫害のまん延防止を図るため、必要な指導、事業周知を行うものとする。

なお、市町村がこの事業メニューを実施する場合にあつては、対象となる病虫害が発生しているか又は発生しているおそれがある場合に限るものとする。また、防除に関する交付対象経費その他の実施細目については、知事が別に定めるものとする。

3 地域での食育の推進

(1) 事業の内容等

第4次食育推進基本計画又は第5次食育推進基本計画及び食育基本法(平成17年法律第63号)第17条に基づき作成した島根県食育推進計画及び市町村食育推進計画(以下「食育推進計画」という。)に定められた目標の達成に向けて、次のアからシまでの取組の全部又は一部を行う。

なお、コの取組については、アからケまでの取組と併せて行うものとする。

また、事業の実施に当たっては、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見と生産者に対する理解向上に資するようにするとともに、事業実施主体においては、事業で実施した取組を県域内に広く普及させるための取組を行うものとする。

さらに、市町村等は、本事業を効果的・効率的に実施することを目的として、必要に応じて本事業の実施主体及びその他の関係者が参加する会議を事業実施期間内に開催するものとする。なお、同会議の開催に当たっては、会議参加者等で構成する食育協議会を組織するよう努めるものとする。

ア 食育推進検討会の開催

日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を開催し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワークを構築する。

また、食育推進検討会において、地域の食育関係情報を事例調査等で整備し、優良な食育活動の普及等を図り、食育推進活動の指導を行う。

イ 食育活動を促進する人材の育成及び活動の促進

地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化等の分野において専門的に食育活動を行うボランティア活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーの育成を促進するとともに、食育推進リーダーの活動(講習会、研修会、交流会、現

地指導等)を通じて食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及、農林漁業体験の機会の提供等を促進する。

ウ 食文化の保護・継承のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、子育て世代や若い世代を中心とする各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

エ 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する体験機会の提供や、産直活動や CSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信、商談会等、生産者と消費者との交流を促進するための取組を行う。

農林漁業体験機会の提供本取組の実施に当たっては、生産者又は指導者から本取組に関する講話等の実施を併せて行う。

オ 和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

カ 学校給食における地場産物活用の促進

学校給食向け地場産物等の安定供給に向けた機械・設備等の導入、地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

ケ 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズを把握し、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組及び地域における共食の場を試験的に設けるための取組を行う。

なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにする。

また、別表2の事業メニューの欄のキに係る経費の欄の(エ)共食の場の提供費の支援を受けたものは、翌年度以降(エ)の支援を受けることができない。

ク 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組

環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配付、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

ケ 食品ロスの削減に向けた取組

食品ロスの削減に向けた消費者等の意識調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

コ 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

第4次食育推進基本計画又は第5次食育推進基本計画及び食育推進計画に揚げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。

サ 「産地・生産者への理解向上」の取組

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を行う。

シ 「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組

生産者等が学校関係者と連携して、農林漁業に関する研修・座学・体験機会の提供、学校給食における地場産物等の活用等を総合的に実現する計画の策定とその実践を行う。

(2) 事業の実施

ア 事業の委託

事業実施主体は、要綱別記様式第1号に記載した委託先に本事業の一部を委託して行わせることができる。

なお、委託を行わせる範囲は、事業区分ごとの事業費の2分の1を超えてはならないこととする。ただし、地方公共団体が委託する場合は除く。

イ 申請できない経費

(ア) 本事業を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

(イ) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

(ウ) 実施に伴い相応の利益を得る可能性のある事業に関わる経費（別表2の1及び2カの（カ）を活用した取組、別表2の3の取組及び別表2の4（ク）の取組を行う場合を除く。）

ウ 事業実施主体の責務等

(ア) 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うこととする。

a 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の①から③までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

① 事業実施主体自身

② 100%同一の資本に属するグループ企業

③ 事業実施主体の関係会社

(イ) 利益等排除の方法

a 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

b 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって、取引価格から利益相当額の排除を行う。

(ウ) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価並びに当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって、取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明することとし、その根拠となる資料を提出することとする。

(エ) (1) カ及びシの事業において、地場産農林水産物の冷蔵・冷凍処理に必要な機器、洗浄・カット等の一次加工に必要な機器及び選別・選果等の出荷に必要な機器を購入する場合

a 該当する機械・設備等を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上の見積書、カタログ等を備えておくこと。

b 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該機械・設備を管理する体制が整っていること。

c 当該機械・設備を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。

エ 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権又は回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守ることをとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体についても同様に次の条件を守ることをとする。

(ア) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合に

は、その都度遅滞なく国に報告すること。

(イ) 国が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

(ウ) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利の活用を申し出た第三者に許諾すること。

(エ) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に国と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

第2 食品安全・消費者信頼確保対策整備交付金

伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止

家畜衛生の推進

(1) 事業内容

ア 飼養衛生管理向上施設整備

事業実施主体は、取組主体が行う、家畜飼養農場の衛生管理向上に資するため、次の(ア)から(ウ)に掲げる施設等の整備を行うものとする。

(ア) 鶏舎入気口フィルター整備

粉じん、羽毛等の鶏舎内への侵入を防止するために鶏舎入気口に設置するフィルター及び関係機器

ただし、次のa及びbの実施基準に留意すること。

a 施設整備の対象となる農場は、飼養衛生管理基準を全て遵守していること。

b 交付率は事業費の1/2以内とし、1農場当りの交付額は10百万円を上限とする。

(イ) 細霧装置整備

鶏舎内に侵入する粉じん等を抑制するために入気口周辺に設置する細霧装置

ただし、以下に掲げるa及びbの実施基準に留意すること。

a 施設整備の対象となる農場は、飼養衛生管理基準を全て遵守していること。

- b 交付率は事業費の1/2以内とし、1農場当りの交付額は4百万円を上限とする。

(ウ) 野生動物侵入防止壁

豚飼養農場へ野生動物及び雨水の侵入を防止するため、農場周囲に整備する壁

ただし、以下に掲げる a から c の実施基準に留意すること。

- a 施設整備の対象となる農場は、飼養衛生管理基準を全て遵守していること。
- b 交付率は事業費の1/2以内とする。
- c 壁の材質は鋼板等、隙間の生じないものとし、整備する農場の周辺環境に応じて野生動物侵入防止のために十分な高さとする。ただし、2mを超える高さとする場合には、事業実施計画に理由書を付すこと。

イ 農場分割管理の導入に係る施設整備

事業実施主体は、取組主体が農場の分割管理に当たっての対応マニュアル(令和5年9月13日付け5消安第3485号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき特定家畜伝染病発生時の殺処分対象頭羽数の抑制を図るため、既存の家畜飼養農場における分割管理の導入に当たり追加で必要となる更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、作業機械、集出荷ライン、堆肥舎等の整備及び改修に取り組む経費の一部を補助するものとする。ただし、次の a から c までの実施基準に留意すること。

- a 施設整備の対象となる農場は、飼養衛生管理基準を全て遵守していること。
- b 事業実施計画の策定に当たり、施設整備後の特定家畜伝染病発生時における殺処分の対象範囲について県の確認を得ていること。また、特に分割後の農場が隣接する場合にあっては防疫措置実施時の感染拡大防止対策について、県の確認を得ていること。
- c 交付率は事業費の1/2以内とし、次の表に掲げる施設については、基準事業費を交付対象の上限とする。また、1農場当たりの交付総額は、50百万円を上限とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると知事が認める場合には、地方農政局長等と協議の上、特認事業費を上限とすることができるものとする。

整備施設		基準事業費	特認事業費
家畜飼養 管理施設	肉用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	48 千円/m ²	62 千円/m ²
	乳用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	成牛用 80 千円/m ²	104 千円/m ²
		哺育育成用 83 千円/m ²	107 千円/m ²
	一般豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	69 千円/m ²	89 千円/m ²
	ウインドレス鶏舎 (ケージ等附帯部分を除く。)	68 千円/m ²	88 千円/m ²
家畜排せ つ物処理 施設	堆肥舎 500m ² 未満	71 千円/m ²	92 千円/m ²
	500m ² 以上 (附帯設備を除く。)	67 千円/m ²	87 千円/m ²
	尿貯留施設 1,000m ³ 未満	55 千円/m ³	71 千円/m ³
	1,000m ³ 以上 (附帯設備を除く。)	26 千円/m ³	33 千円/m ³
自給飼料 関連施設	飼料原料保管施設等 (附帯設備を除く。)	79 千円/m ³	102 千円/m ³
	飼料調整施設 (附帯設備を除く。)	69 千円/m ³	89 千円/m ³

注：施設本体の建設に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費は基準事業費又は特認事業費の上限を算定する際の対象としない。

(2) 取組主体

取組主体は、次のアからクまでのいずれかに該当する者であって、事業実施主体に所属し、事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有する者とする。

また、事業実施主体自ら取組主体となることのできるものとする。

ア 畜産を営むものであって、次の（ア）及び（イ）に該当すること

（ア）所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 143 条に規定する青色申告の承認を受けており、青色申告を継続して行うことが見込まれること

（イ）その者が法人化しないことに相当の理由があり、また（ア）に該当することについて、知事が特に認めること

イ 農事組合法人（農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。)

ウ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。)

- エ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。
- オ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項の特定農業団体をいう。）
- カ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- キ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（寄附行為又は定款において、農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- ク 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

別添 2

特別交付型交付金の交付その他運用の方法について

1 特別交付型交付金の交付及び事業の内容

要綱第9第3項に定める特別交付型交付金は、年度途中において、生産・貯蔵・加工段階で有害化学物質及び有害微生物により農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。以下同じ。）及び加工食品の汚染が懸念される場合、表2-1に掲げる埋設農薬の漏えい等により周辺環境への悪影響が懸念される場合、家畜及び養殖水産動植物の疾病又は植物の病害虫（雑草を含む。）が発生し、又はそのまん延のおそれが生じた場合であって、市町村長等から知事あてに対策の実施に必要な交付金の交付の申請があり、知事が必要と認めた場合に交付する。ただし、前年度から引き続いて継続的に事業を実施する必要がある場合等にあつては、特別交付型交付金を年度当初に交付することができる。

2 特別交付型交付金の対象となる事業の内容

特別交付型交付金の対象となる事業の内容は、要綱別表1の1のうち下表に掲げるものとする。

目 的	目 標	事業メニュー
I 農畜水産物の安全性の向上	(1-1) 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	(2) 安全性向上の有効性・実行可能性の検証
	(2) 農薬の適正使用等の総合的な推進	(6) 埋設農薬処理の進行管理の実施 (7) 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	(1) 家畜衛生の推進	<地区推進事業> (1)家畜の伝染性疾病の発生予防 (2)家畜の伝染性疾病のまん延防止 (3)畜産物の安全性向上 (4)野生動物の対策強化
	(2) 病害虫の防除	(1)防除が困難な作物に係る防除体系

の推進	の確立
(3) 重要病害虫の 特別防除等	(1) 移動規制病害虫特別防除 (2) 重要病害虫等の防除 (3) 特殊病害虫緊急防除

3 特別交付型交付金の交付額

特別交付型交付金として交付する額は、毎年度、予算の範囲内において、消費・安全局長等があらかじめ別に定めるものとする。

4 交付の手続き

市町村長等は、特別交付型交付金の交付が必要となった場合には、要綱の別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、知事に提出する。その際、目標値は、「(対象となる有害化学物質又は有害微生物による) 農産物等・加工食品の汚染低減及び健康上問題となる程度に汚染された農畜産物等の流通の防止」、「(対象となる埋設農薬の) 漏えい防止」、「(対象となる疾病、病害虫又は雑草の) 発生抑制」又は「(同) まん延防止」とする。

表 2 - 1 特別交付型交付金の交付対象となる有害化学物質及び有害微生物、埋設農薬、疾病又は病害虫

目 標	対象となる有害化学物質及び有害微生物、埋設農薬、疾病又は病害虫
安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	生産・貯蔵・加工段階で農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質（かび毒、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類、カドミウム、ヒ素、鉛等）及び有害微生物（カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等）
農薬の適正使用等の総合的な推進	埋設処理されている残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約付属書 A 及び付属書 B に掲げる化学物質を含む農薬、BHC を含む農薬及び環境へ悪影響を及ぼす恐れのある農薬
家畜衛生の推進	家畜伝染病予防法第 2 条及び第 4 条に規定する伝染性疾病
病害虫の防除の推進	地域の農作物に甚大な被害を及ぼす恐れのある植物防疫法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する有害動植物（重要病害虫の特別防除等の事業メニューを実施している病害虫を除く。）又は雑草
重要病害虫の特別防除等	地域の農作物に甚大な被害を及ぼす恐れのある植物防疫法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する有害動植物

別添 3

事後評価結果の反映の方法等について

1 事後評価の方法

- (1) 市町村長等は、要綱第30第1項及び第2項により市町村以外の事業実施主体から提出される成果報告書を基に、目標ごとに、当初設定した目標値に対する当該事業実施年度における達成度（実績値／目標値）を算出する（小数点第1位は切り捨て）。
- (2) (1) で求めた目標ごとの達成度を、各目標ごとの交付金の執行額で加重平均し、市町村等の総合的な達成度を算出し、その結果を表3-1の基準に当てはめて、総合評価を行う。

表3-1 総合評価の基準等

総合評価	基準
A	達成度の平均が80%以上
B	達成度の平均が50%以上80%未満
C	達成度の平均が50%未満

なお、家畜の伝染性疾病の発生、自然災害、経済的事情の著しい変化等の要因により、正常な事業の遂行が困難となり、目標値の達成が困難になった場合、評価の基準を変更することができる。

2 市町村等、「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体及び「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組の事業実施主体における事後評価の方法（要綱別表1の1の食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金の目的欄の3地域での食育の推進関係）

- (1) 市町村等は、要綱第30第1項及び第2項により事業実施主体から提出される成果報告書を基に、事業メニューごとに、当初設定した目標値に対する当該事業実施年度における達成度（実績値／目標値）を算出する（地域での食育の推進では、小数点第1位を切り捨てる。）。
- (2) 市町村等にあつては、前号で求めた事業メニューごとの達成度を、各事業メニューの交付金の執行額で加重平均し、都道府県等の総合的な達成度を算出し、その結果を表3-2の基準に当てはめて、総合評価を行う。

(3) 達成度の算出に当たっては、事業実施主体ごとの達成度を計算後に小数点第1位を切り捨てる。

表 3 - 2 評価の基準等

評価	基準
A	達成度の平均が 80%以上
B	達成度の平均が 50%以上 80%未満
C	達成度の平均が 50%未満

別記様式第1号

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

市町村長等 氏 名

〇〇年度島根県消費・安全対策交付金の交付金交付決定前着手（着工）届

島根県消費・安全対策交付金事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手（着工）いたしたいのでお届けします。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手（着工）から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

目標名 及び事 業メニ ュー	事業実 施主体	事業内 容 (施設区分)	事業量	事業費	着 手 (着工) 予 定 年月日	完 了 (竣工) 予 定 年月日	理 由

(注) 食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金については、着手届
食品安全・消費者信頼確保対策整備交付金については、着工届とする。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

市町村長等 氏 名

令和〇年度 島根県消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進に係る収
益状況について（報告）

島根県消費・安全対策交付金交付等要綱第26第1項の規定に基づき、下記のとおり年間
の収益の状況を報告する。

記

- 1 事業の内容
- 2 交付事業の実施により得られた収益の累計額 円
- 3 上に要する費用の総額 円
- 4 交付金の確定額 令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により確定 円
- 5 前年度までの収益納付額 円
- 6 本年度収益納付額 円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。